

岐阜県公報

号外(一) 平成二十二年十一月八日

目次

公 示

公 示

海津都市計画の変更案の縦覧

海津都市計画の変更案の縦覧	(都市政策課)	一
輪之内都市計画の変更案の縦覧	(同)	二
揖斐都市計画の変更案の縦覧	(同)	二
美濃加茂都市計画の変更案の縦覧	(同)	二
八百津都市計画の変更案の縦覧	(同)	三
御嵩都市計画の変更案の縦覧	(同)	四
八幡都市計画の変更案の縦覧	(同)	四
下呂都市計画の変更案の縦覧	(同)	五

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成二十二年十一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類
海津都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を定める土地の区域
都市計画図書において表示する区域
- 三 都市計画案の縦覧場所
岐阜県都市建設部都市政策課及び海津市建設部都市計画課
- 四 縦覧期間
平成二十二年十一月八日から
同 年十一月二十二日まで
- 五 注意事項
意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

また、住所又は主たる事務所の所在地の市町村が、都市計画を定める土地の区域が存する市町村と異なる場合は、当該都市計画の案に対して有する利害関係の内容について記載すること。

輪之内都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成二十二年十一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類

輪之内都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 都市計画案の縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び輪之内町建設課

四 縦覧期間

平成二十二年十一月八日から

同 年十一月二十二日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

また、住所又は主たる事務所の所在地の市町村が、都市計画を定める土地の区域が存する市町村と異なる場合は、当該都市計画の案に対して有する利害関係の内容について記載すること。

揖斐都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成二十二年十一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類

揖斐都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 都市計画案の縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課並びに揖斐川町産業建設部建設課、大野町産業建設部建設水道課及び池田町建設部建設課

四 縦覧期間

平成二十二年十一月八日から

同 年十一月二十二日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

また、住所又は主たる事務所の所在地の市町村が、都市計画を定める土地の区域が存する市町村と異なる場合は、当該都市計画の案に対して有する利害関係の内容について記載すること。

美濃加茂都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成二十二年十一月八日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類

美濃加茂都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 都市計画案の縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課並びに美濃加茂市建設水道部都市計画課 坂祝町産業建設課、富加町産業建設課及び川辺町基盤整備課

四 縦覧期間

平成二十二年十一月八日から

同 年十一月二十二日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

また、住所又は主たる事務所の所在地の市町村が、都市計画を定める土地の区域が存する市町村と異なる場合は、当該都市計画の案に対して有する利害関係の内容についても記載すること。

美濃加茂都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成二十二年十一月八日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

美濃加茂都市計画道路

3・3・15号 国道248号バイパス線

3・3・201号 坂祝バイパス線

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 都市計画案の縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課並びに美濃加茂市建設水道部都市計画課及び坂祝町産業建設課

四 縦覧期間

平成二十二年十一月八日から

同 年十一月二十二日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

また、住所又は主たる事務所の所在地の市町村が、都市計画を定める土地の区域が存する市町村と異なる場合は、当該都市計画の案に対して有する利害関係の内容についても記載すること。

八百津都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成二十二年十一月八日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類
八百津都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域
都市計画図書において表示する区域

三 都市計画案の縦覧場所
岐阜県都市建築部都市政策課及び八百津町建設課

四 縦覧期間
平成二十二年十一月八日から
同 年十一月二十二日まで

五 注意事項
意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。
また、住所又は主たる事務所の所在地の市町村が、都市計画を定める土地の区域が存する市町村と異なる場合は、当該都市計画の案に対して有する利害関係の内容についても記載すること。

御高都市計画の変更案の縦覧
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。
なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成二十二年十一月八日
岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類
御高都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域
都市計画図書において表示する区域

三 都市計画案の縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び可児市建設部都市計画課及び御嵩町建設課

四 縦覧期間
平成二十二年十一月八日から
同 年十一月二十二日まで

五 注意事項
意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。
また、住所又は主たる事務所の所在地の市町村が、都市計画を定める土地の区域が存する市町村と異なる場合は、当該都市計画の案に対して有する利害関係の内容についても記載すること。

八幡都市計画の変更案の縦覧
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。
なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成二十二年十一月八日
岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類
八幡都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域
都市計画図書において表示する区域

三 都市計画案の縦覧場所
岐阜県都市建築部都市政策課及び郡上市建設部都市住宅課

四 縦覧期間
平成二十二年十一月八日から
同 年十一月二十二日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

また、住所又は主たる事務所の所在地の市町村が、都市計画を定める土地の区域が存する市町村と異なる場合は、当該都市計画の案に対して有する利害関係の内容についても記載すること。

下呂都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成二十二年十一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類

下呂都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 都市計画案の縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び下呂市建設部建築課

四 縦覧期間

平成二十二年十一月八日から

同 年十一月二十二日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

また、住所又は主たる事務所の所在地の市町村が、都市計画を定める土地の区域が存する市町村と異なる場合は、当該都市計画の案に対して有する利害関係の内容につ

いても記載すること。

平成二十二年十一月八日発行

発行者

岐阜県庁
岐阜市数田南一丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ
—
ブイ・アール・テクノセンター